

広島県告示第七百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定年月日
医療法人社団豊 和会豊田内科胃 腸科	呉市伏原二丁目八番 一三番	医療法人社団豊和 会豊田内科胃腸科	呉市伏原二丁目七 番二二番	平成二二年五 月一日
国家公務員共済 組合連合会	東京都千代田区九段 南一丁目一番一〇号	呉共済訪問看護ス テーション	呉市西中央二丁目 三番二八号	平成二二年七 月一日
医療法人社団林 医院	呉市倉橋町一七七 七番地	小規模多機能型居 宅介護事業所初音 の家	呉市警固屋一丁目 一七番一号	平成二二年八 月一日
特定非営利活動 法人 地域の絆	福山市木之庄町四丁 目五番二五号	小規模多機能型居 宅介護事業所 宮 浦西	三原市宮浦六丁目 二八番九号	平成二二年三 月一日
特定非営利活動 法人 地域の絆	福山市木之庄町四丁 目五番二五号	認知症対応型通所 介護事業所宮浦西	三原市宮浦六丁目 二八番九号	平成二二年六 月一日
有限会社トッツ	尾道市平原三丁目一 番一五号	デイサービスセン ター笑顔だいわ	三原市大和町和木 一六〇番地一	平成二二年七 月一日
株式会社えがお	尾道市向東町八八八 五番地三一	えがお介護ステー ション	尾道市美ノ郷町三 成一九三九番二一 C	平成二〇年六 月一日
共立薬工株式会 社	東広島市黒瀬町乃美 尾一一六七番地	西条あんず薬局	東広島市西条町助 実一八五二番一号	平成二二年四 月六日
医療法人社団樹 章会	東広島市西条岡町八 番一三番	医療法人社団樹章 会本永病院	東広島市西条岡町 八番一三番	平成二二年六 月一日